

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」

(令和2年12月8日閣議決定) (抜粋)

第2章 取り組む施策

Ⅱ. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

(2) 成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ

感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、引き続き、雇用調整助成金の特例措置等による雇用の維持・確保に取り組むとともに、一人一人が能力を最大限に引き出しながら働きがいを持って活躍できるよう、業種転換等による雇用確保も視野に、出向や早期再就職による新たな分野への円滑な労働移動の支援や、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育の強化、求職者向け支援の拡充等を雇用対策パッケージとして総合的に取り組む。

雇用調整助成金の特例措置等は、現行措置を来年2月末まで延長のうえ、3月以降、段階的に縮減し、5～6月にリーマンショック時並みの特例とすることを基本の想定としつつ、感染状況や雇用情勢を踏まえ柔軟に対応する。具体的には、1月末及び3月末時点で、それぞれ、感染状況や雇用情勢を見極め、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化している場合、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設けることとする。

その上で、出向元企業への雇用調整助成金による支援、労働移動支援助成金による受入企業への支援を引き続き実施することに加え、出向元及び出向先双方の企業に新たな助成制度を創設するとともに、産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。また、キャリアコンサルティングや事業転換等のためのコンサルティングの積極的な活用も通じて、業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組を支援する。

デジタル時代に対応したIT人材やIT利活用人材の教育訓練を強化するとともに、事業者に対して、他業種転換に必要な雇用者の訓練費用の支援や、教育訓練休暇制度の使いやすさの向上を図る。介護分野における雇用を確保する観点から、職業訓練、職場体験等と訓練修了後の就職支援金の貸付（返済免除条件付き）を組み合わせた就職支援を出口一体で実施する。

感染症の影響が非正規雇用労働者や女性など弱い立場にある人に大きく生じていることを踏まえ、こうした影響による離職者等で、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対する賃金助成制度を創設するとともに、紹介予定派遣を通じた正社員化を促進する。また、女性のライフステージに対応した多様で柔軟な働き方の実現などにより女性の活躍を引き続き推進するとともに、子育て中の女性等のニーズに合った積極的な求人開拓等をハローワークにおいて実施する。さらに、新卒者等を巡る就職環境が厳しい中、第二の就職氷河期世代を作ることのないよう、新卒者及び3年以内既卒者に対する就職支援のため、採用意欲のある中小企業とのマッチング促進等に加え、新卒応援ハローワーク等における相談支援体制を強化する。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置等の延長・見直し（厚生労働省）
- ・ 出向元・出向先事業主への一体的な助成制度の創設（産業雇用安定助成金（仮称））（厚生労働省）
- ・ 産業雇用安定センターの体制の拡充（厚生労働省）
- ・ 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の実施の支援（厚生労働省）
- ・ ニーズの変化に応じた教育訓練給付対象講座の見直し（厚生労働省）
- ・ 人材開発支援助成金による他業種転換支援、長期教育訓練休暇付与コースの要件緩和、IT人材育成支援の充実（厚生労働省）
- ・ 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援（厚生労働省）
- ・ 感染症の影響による離職者を試用雇用する事業主への助成（トライアル雇用助成金）（厚生労働省）
- ・ 紹介予定派遣を通じた正社員化に取り組む派遣先事業主への助成対象の拡充（キャリアアップ助成金）（厚生労働省）
- ・ 子育て中の女性等に対する仕事と家庭の両立ができる求人の確保（厚生労働省）
- ・ 新卒応援ハローワーク等における新卒者及び3年以内既卒者に対する就職支援の強化（厚生労働省）
- ・ 就職氷河期世代支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施（厚生労働省）
- ・ 外国人に対する就職支援の多言語対応等の推進（厚生労働省）【再掲】

等

（注）全体版は以下リンク先をご参照ください。（内閣府ホームページ）

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（厚生労働省関係 概要）

- 本経済対策は、家計や企業の不安に対処するべく、万全の「守り」を固めるとともに、新たな時代への「攻め」に軸足を移すという、2つの大きな視点からなり、以下の3つをその柱とする。
 - ※ 「守り」とは、まず何よりも、万全の医療提供体制を確保するとともに感染拡大防止に全力を挙げ、同時に、内外の感染状況による経済への影響、とりわけ雇用・事業・生活への影響をできる限り緩和すること。
 - ※ 「攻め」とは、国・地方のデジタル化の著しい遅れ等の我が国の脆弱性に対処するとともに、経済の基盤を支える中小・小規模事業者の事業再構築支援を通じた体質強化と業種・職種を越えた労働の円滑な移動など、民間投資を大胆に呼び込み、所得の持続的な拡大と成長力強化につながる施策に資源を集中投下すること。

（Ⅰ）新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

◆医療提供体制の確保と医療機関等への支援

- 重点医療機関等の病床確保や軽症者の宿泊療養施設の確保支援、外国人対応の充実など医療提供体制等の強化
- 診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等への感染拡大防止等の取組支援
- 小児科等に対する支援や感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例措置
- 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）の拡充
- 入院医療機関、帰国者・接触者外来等に必要となる陰圧化や個室化等の施設整備の支援
- 高齢者施設、児童養護施設、障害者支援施設等への物品購入や個室化改修等の支援 等

◆検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備

- PCR検査等の感染症法に基づく行政検査の引き続きの実施
- 抗原検査キットの増産支援等の必要な検査が確実に受けられる体制の確保
- 地方衛生研究所、検査を実施する検査機関等におけるPCR検査機器等の設備整備支援
- 民間検査機関を含めPCR検査等の精度を確保するための外部精度管理調査の実施
- ワクチン接種の地方公共団体等の体制整備に要する経費の補助や費用の国費負担など
- 治療薬の国による買上げや革新的な医薬品・医療機器等の創出への研究開発の推進 等

◆知見に基づく感染防止対策の徹底

- オンライン・電話による診療・服薬指導の現在の時限的措置の着実な実施
- オンライン診断に関わる設備整備等の支援
- 全国の医療機関や薬局における感染対策・オンライン対応の状況などの情報の一元化
- 国立感染症研究所の体制強化及び国立国際医療研究センターとの連携強化
- 新たな検査手法や治療等の研究開発のための臨床情報やゲノム情報等を一元的に管理する基盤の構築
- 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）等の機能強化等
- AI等を活用した感染拡大の端緒の早期探知や感染拡大・抑制シミュレーション等の活用に向けた調査研究
- 来夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の感染防止対策等
- 入国者への対応のための民間検査機関の活用等による空港の水際対策の強化 等

◆感染症の収束に向けた国際協力

- 現地で活動する国際機関等とも連携した、感染症の収束に向けた取組や途上国における医療体制・公衆衛生の向上等の支援
- 途上国における感染症の収束に向けて、ワクチン・薬への公平なアクセス確保を支援 等

（Ⅲ）防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

- 病院等を含む防災拠点・避難施設や社会福祉施設、上水道等の耐災害性強化
- 被災による保育所等の利用者負担減免、医療・介護保険の一部負担金等の減免
- 特定B型肝炎ウイルス感染の被害者や相続人への給付金等の支給の確実な実施 等

（Ⅱ）ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

◆デジタル改革・グリーン社会の実現

- 行政手続の迅速化やオンライン化
- 地方公共団体における情報システムについて、標準化・共通化の取組を全力で推進
- 健康保険証との一体化等も通じたマイナンバーカードの普及促進
- オンライン診療・服薬指導の恒久化及び医療・福祉等のICT化等の引き続きの推進
- デジタル改革に向けた規制改革の推進（専任、常駐義務等の見直しや、テレワークの普及・促進、規制のDX（医療機器プログラムの承認審査等の仕組みの見直し）） 等

◆経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業
- 医薬品の国内増産等に寄与する設備投資
- 外国人に対する医療・保健分野や雇用分野など生活面での安心の確保 等

◆地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

- 引き続き、雇用調整助成金の特例措置等による雇用の維持・確保
 - ※ 現行措置を2月末まで延長のうえ、3月以降、段階的に縮減。1月末・3月末に、感染状況や雇用情勢を見極め、雇用情勢が大きく悪化の場合、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業に特例を設ける。
- 出向元及び出向先双方の企業に新たな助成制度の創設及び産業雇用安定センターによるマッチング体制の強化
- 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組の支援
- IT人材やIT利活用人材の教育訓練の強化や、他業種に転換する雇用者が行う訓練費用の支援、教育訓練休暇制度の使いやすさの向上
- 職業訓練、職場体験等と訓練修了後の就職支援金の貸付（返済免除条件付き）を組み合わせた介護・障害福祉分野の就職支援の出口一体的な実施
- 感染症の影響による離職者で就労経験のない職業に就くことを希望する方につき、一定期間試用雇用する事業主への貸付助成制度の創設及び紹介予定派遣を通じた正社員化の促進
- 子育て中の女性等のニーズに合った積極的な求人開拓等をハローワークにおいて実施
- 新卒応援ハローワーク等における新卒者や3年以内既卒者への相談支援体制の強化
- 緊急小口資金・総合支援資金の特例措置の申請期限の来年3月末までの延長及び住居確保給付金の令和2年度中新規申請者に対する支給期間の最長12か月まで延長可能化
- 生活困窮者自立支援の機能強化や自殺相談体制の強化等を行う都道府県等の取組を包括的に支援する交付金の創設
- ひとり親家庭への相談体制の構築・強化及びひとり親世帯臨時特別給付金の再支給
- 保育の受け皿整備、医療保険適用を見据えた不妊に悩む方への治療費用助成の大幅な拡充、不育症患者や小児・AYA世代のがん患者等に対する経済的支援
- ハローワークの就職氷河期世代の専門窓口を更なる拡充及び社会参加に向けた支援を必要とする方に対する相談支援の推進 等

※感染拡大による予期せぬ不足には、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を執行し、対応。